

2022年4月1日

株式会社障害社 身体的拘束適正化のための指針

株式会社障害社
管理本部

1. 株式会社障害社における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。また、短時間でも大きな苦痛と著しい被害・ダメージを与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものとなります。株式会社障害社（以下「当社」）では利用者の人権擁護と虐待防止等の観点から、全ての従業員が正当な理由のない身体拘束を行わないために創意工夫し、「**正当な理由のない身体拘束の廃止**」に取り組んでまいります。

(1) 身体拘束禁止の規程

正当な理由がある場合、または利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合とは

- ① 以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことができる。
 - ・ 切迫性：利用者本人又は他者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
 - ・ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- この場合、必ず利用者、家族に丁寧に説明を行い、意思も確認したうえで身体拘束を行う。

2. 身体拘束適正化検討委員その他事業所内の組織に関する事項

当社は「虐待防止」及び「身体拘束適正化」等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

(1) 虐待防止委員会の開催

虐待防止委員会は定期的を開催し、次のことを検討、協議する。なお、その結果については従業員に周知徹底を図る。

- ① 虐待の未然防止のために、各事業所の運営規程や対応マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- ② 虐待や身体拘束が発生した場合には、その内容を検証し、再発防止策の検討および実行が行われているかを確認する。
- ③ 必要な研修及び教育の内容及び実施状況を確認する。

(2) 虐待防止委員会の構成員

①株式会社障害社 経営会議参加者。

②その他委員会の趣旨に照らして必要と認められる者。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当社は従業員に対して、身体拘束廃止と人権尊重を目的とした、職員教育を行う。

(1)定期的な教育研修の実施。

(2)新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施。

(3)その他必要な教育・研修の実施。

4. 当社内で発生した身体拘束等の報告方法の方策に関する基本指針

身体拘束を行う場合は、次章の手順に従って虐待防止委員会や利用者および家族に報告を行う。

《身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、身体拘束等を行う場合には、下記の手順で対応を行う。

(1)正当な理由がある場合

正当な理由がある場合は、利用者本人からその「理由」を明示していただき、更に事前に利用者本人から「同意の意思表示」をいただいたうえで、身体拘束を行う。尚、その「理由」と「同意の意思表示」については書面に記録して関係者と共有する。

参考) 肢体不自由、特に体幹機能障害があるご利用者が、残存機能が活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当することに留意する。

(2)緊急やむをえない場合

緊急やむを得ない状況になった場合は、虐待防止委員会へ報告のうえ、関係者によりカンファレンス等を実施して、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認を行ったうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人・家族等に対して説明を行い、理解および同意を得たうえで実施する。同時に、身体

拘束廃止に向けた取り組み改善の検討を行い実施に努める。

また、法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得ない理由などを記録し、その記録は5年間保存する。

なお、上記記録ならびに再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し利用者本人・家族等に報告する。

6. ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、当社内に掲示等するとともに、当社ホームページにも掲載し、ご利用者及び家族等、すべての従業員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当社従業員は1. の基本理念に基づき、正当な理由のない身体拘束等を行わないように取り組むこととする。